

スポーツ振興くじ助成金に係る交付決定の取消し等について

このことについて、平成31年4月15日付けで、標記助成金に係る交付決定の一部取消し等を、下記のとおり行いましたのでお知らせします。

記

処 分 対 象 者	特定非営利活動法人サッカースポーツ文化観光地域振興クラブ (埼玉県 法人番号 5030005017478)
処 分 の 内 容	1 平成29年度スポーツ振興くじ助成金に係る交付決定の一部取消し 2 助成対象者及び間接助成事業者から除外(令和2年度から4か年度)
事 由	平成29年度の総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業において、不適当な行為が認められたため。